

令和3年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

- 議案第5号 令和3年度三重県一般会計予算（関係分）について
（県税収入予算について） …… 1
- 議案第27号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について …… 3
- 議案第57号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）（関係分）について
（県税収入補正予算について） …… 5

◎所管事項

1. 令和3年度税制改正について …… 7

令和3年3月16日
総 務 部

◎議案事項
議案第5号

令和3年度三重県一般会計予算（関係分）について
（県税収入予算について）

令和3年度県税収入については、2,373億6,200万円で、令和2年度県税収入当初予算に比べ182億900万円（前年度比7.1%の減）の減収になると見込んでいます。

主な要因は、個人県民税が、個人所得の低調により、41億6,500万円（前年度比5.7%減）の減、法人県民税が、法人業績の低調により、25億1,700万円（前年度比39.1%減）の減、法人事業税が、法人業績の低調により、49億7,900万円（前年度比9.1%減）の減、地方消費税が、国内取引にかかる譲渡割が税率引上げの影響により増、輸入取引にかかる貨物割が原油安、輸入量の減により、計50億500万円（前年度比8.4%減）の減収と見込んでいます。

なお、特別法人事業譲与税は、法人業績の低調により、104億7,300万円（前年度比33.5%減）の減を見込んでいます。

（単位：百万円、%）

税目	事項	R2年度 当初予算額 (A)	3年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	主な増減理由 (2年度当初 / 元年度当初)
個人県民税		72,772	68,607	△ 4,165	△ 5.7	(均等割・所得割)個人所得の低調
法人県民税		6,439	3,922	△ 2,517	△ 39.1	法人税割の税率引下げ、法人業績の低調
県民税利子割		441	469	28	6.3	金融機関の預貯金利子の増
個人事業税		2,476	2,055	△ 421	△ 17.0	個人事業所得の減
法人事業税		54,874	49,895	△ 4,979	△ 9.1	法人業績の低調
地方消費税		59,429	54,424	△ 5,005	△ 8.4	(譲渡割)税率引上げの影響による増 (貨物割)原油安、輸入量の減による減
不動産取得税		4,278	4,017	△ 261	△ 6.1	大規模家屋(新築)の課税が減少
県たばこ税		1,900	1,899	△ 1	△ 0.1	喫煙者数の減少
ゴルフ場利用税		1,611	1,569	△ 42	△ 2.6	課税人員の減
自動車税環境性能割		2,048	2,040	△ 8	△ 0.4	税率の臨時的軽減の延長による減
自動車税種別割		27,284	27,099	△ 185	△ 0.7	恒久減税の影響による減
鉱区税		3	3	0	0.0	概ね前年並み
軽油引取税		21,573	20,915	△ 658	△ 3.1	物流の低迷による減
狩猟税		16	19	3	18.8	概ね前年並み
産業廃棄物税		427	429	2	0.5	概ね前年並み
県税計		255,571	237,362	△ 18,209	△ 7.1	
特別法人事業譲与税		31,295	20,822	△ 10,473	△ 33.5	法人業績の低調
合計		286,866	258,184	△ 28,682	△ 10.0	
法人二税		61,313	53,817	△ 7,496	△ 12.2	
法人二税 +特別法人事業譲与税		92,608	74,639	△ 17,969	△ 19.4	

議案第 27 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

2 主な改正内容

- (1) 知事等の給与を減額するための特例期間を令和4年3月31日まで1年間延長します。
- (2) 管理監督職員の管理職手当の月額について、100分の10又は100分の5に相当する額を減じます。

(参考)

【給料の月額の減額措置】

区 分		給料の月額
知事		100分の20
副知事		100分の15
教育長 公営企業管理者 代表監査委員 危機管理統括監		100分の2
管理職員 (特定任期 付職員)	部長級、次長級	100分の2
	課長級	100分の1

【管理職手当の月額の減額措置】

区 分		管理職手当の月額
上記以外の 管理職員	部長級、次長級	100分の10
	上記以外	100分の5

3 実施期日

令和3年4月1日から施行します。

議案第 57 号

令和 2 年度三重県一般会計補正予算（第 14 号）（関係分）について
（県税収入補正予算について）

令和 2 年度県税収入については、今回の補正予算において、21 億 5,400 万円を減額し、補正後の県税収入額は、2,465 億 6,700 万円となっています。

主な要因は、法人二税が、法人業績の低調により 18 億 6,900 万円の減、ゴルフ場利用税が、利用人員の減により 1 億 4,700 万円の減、地方消費税が、主に貨物割につき、原油安、輸入量の減により 10 億 400 万円の減収となっています。一方、県民税株式等譲渡所得割が、株高にともなう譲渡所得の増により、7 億 7,900 万円の増収となっています。

（単位：百万円、％）

事 項 税 目	現計(補正前) 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正前 比(％) (C)/(A)	前年度 決算比 (％)	補正理由等
県民税配当割	2,255	△69	2,186	96.9	95.8	配当額の減
県民税 株式等譲渡所得割	1,601	779	2,380	148.7	189.8	株高に伴う譲渡所得の増
法人県民税	5,787	△108	5,679	98.1	66.2	法人業績(所得)の低調
県民税利子割	464	11	475	102.4	108.5	金融機関の預貯金利子の増
法人事業税	52,057	△1,761	50,296	96.6	93.7	法人業績(所得)の低調
地方消費税	59,429	△1,004	58,425	98.3	103.1	原油安、輸入量の減
県たばこ税	1,900	△50	1,850	97.4	96.5	喫煙者数の減少による
ゴルフ場利用税	1,611	△147	1,464	90.9	87.8	ゴルフ場利用人員数の減
自動車税環境性能割	1,537	77	1,614	105.0	202.7	自動車取得の回復
産業廃棄物税	427	118	545	127.6	122.2	県外からの産業廃棄物の搬入の増
その他の税	121,653	0	121,653	100.0	96.1	県民税均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、鉱区税、軽油引取税、狩猟税
県税計	248,721	△2,154	246,567	99.1	97.0	
特別法人 事業譲与税	27,550	△1,693	25,857	93.9	(88.9)	法人業績の低調
合 計	276,271	△3,847	272,424	98.6	96.1	
法人二税	57,844	△1,869	55,975	96.8	89.9	
法人二税+特別法人 事業譲与税	85,394	△3,562	81,832	95.8	(89.6)	

◎所管事項

1 令和3年度税制改正について

令和3年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

1 車体課税

(1) 自動車税環境性能割の税率区分の見直し

自動車税環境性能割は燃費基準等に応じて税率を定めていますが、今回の改正では、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。

また、クリーンディーゼル車については、燃費基準に応じて税率区分を設定するとともに、2年間の激変緩和措置を講じます。

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車			[現行] (令和元、2年度)		[改正案] (令和3、4年度)		
			登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車			非課税	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税	
ハイブリッド車・ LPG車	2020年度基準 +20%達成	ガソリン車・ ディーゼル車	1%	非課税	2030年度基準 85%達成	非課税	
	2020年度基準 +10%達成				2030年度基準 75%達成		
	2020年度基準 達成		2%		1%		2030年度基準 60%達成
上記以外			3%	2%	上記以外 又は2020年度基準未達成車	3%	2%

(参考) 環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

(2) 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

令和元年10月1日から自動車税環境性能割が創設され、同時に消費税率引上げに伴う需要平準化策として、自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的措置がとられてきました。

今回の改正では、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。

(3) 自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

グリーン化特例（軽課：環境負荷の小さい自動車の税率を低くする制度）については、クリーンディーゼル車を対象から除外した上で2年間延長します。

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成	50% 軽減	25% 軽減

〔改正案〕

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすること
について令和元年度税制改正で法制化済

2 不動産取得税

住宅及び土地に係る税率を3%とする特例措置（本則4%）を3年延長します。また、宅地評価土地（宅地や宅地並みに評価された土地）に係る課税標準を2分の1とする特例措置についても3年延長します。

3 個人住民税

平成31年度税制改正において、消費税率10%が適用される住宅取得等については、住宅ローン控除の控除期間を3年延長（10年→13年）する特例措置が講じられました。今回の改正で所得税において当該特例措置が延長されることに伴い、所得税額から控除しきれない額を控除する個人住民税においても同様の改正を行います。

4 軽油引取税

課税免除（免税軽油）の特例措置を3年延長します。なお、廃棄物処理事業のうち、産業廃棄物処分業については中小事業者等のみが対象となります。

5 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。